

公益財団法人市民防災研究所

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制定 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人市民防災研究所（以下「研究所」という。）定款第13条及び第29条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。ただし、役員は全て非常勤とする。
- 3 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費含む）、交通費及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 研究所は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。
- 3 役員の報酬は日額として、理事会等への出席の都度、別表1に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第2に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、理事会又は評議員会への出席等、必要の都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、貸付金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 研究所は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償額は実費とし、役員及び評議員は証拠書類を添付して請求しなければならない。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 研究所は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 役員報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（合計）
理事（非常勤）	5,000円	250,000円
監事（非常勤）	5,000円	100,000円

別表第2 評議員報酬

役職	報酬日額（1人あたり）	年度総額（合計）
評議員	5,000円	250,000円